

国民保護の取組について

■ 令和元年度の取組

1 避難実施要領のパターン作成に関する研修会

(1) 目的

消防庁と京都府が連携し、府及び市町村の危機管理担当職員等に対して、国民保護事案発生時の住民避難に関する講義、避難実施要領作成演習等を行うことにより、住民避難についての基礎知識、避難実施要領のパターン作成要領等を習得させる。

(2) 時期

令和元年 1 月 8 日

(3) 場所

御所西京都平安ホテル 2 階 白河の間

(4) 内容

- ・ 国民保護事案発生時の住民避難についての基礎知識
- ・ 先進自治体における取組事例の報告
- ・ 避難実施要領作成演習

2 全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達訓練

(1) 令和元年 5 月 15 日（水） 11 時 00 分

(2) 令和元年 8 月 28 日（水） 11 時 00 分

(3) 令和元年 12 月 4 日（水） 11 時 00 分

(4) 令和 2 年 2 月 19 日（水） 11 時 00 分

■ 令和2年度の取組

1 国民保護共同図上訓練

(1) 目的

- ・ 緊急対処事態対策本部の機能、業務の確認及び対応能力の向上
- ・ 関係機関の機能確認及び相互の連携強化
- ・ 国民保護に関する職員への啓発

(2) 時期

令和3年1月下旬頃（平日1日）

(3) 場所

京都府庁、京都市役所及び木津川市役所

(4) 内容

- ・ 事態認定前の初動対処
- ・ 緊急対処事態対策本部の設置運営

2 全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達訓練

(1) 令和2年 5月20日（水）11時00分

(2) 令和2年10月 7日（水）11時00分

(3) 令和3年 2月17日（水）11時00分

■ その他

・ 京都府国民保護計画の変更

令和2年度京都府組織改正に伴う組織名称の変更

・ 京都府国民保護協議会の書面開催に関する運営要領の策定

今般の新型コロナウイルス感染症状況を踏まえ、京都府国民保護協議会を書面により開催するための要領を策定

京都府国民保護協議会の書面開催に関する運営要領

令和 2 年 5 月
京都府危機管理部

(趣旨)

第 1 条 この要領は、京都府国民保護協議会条例（平成 17 年 4 月 1 日京都府条例第 26 号）第 7 条の規定に基づき、京都府国民保護協議会（以下「協議会」という。）を書面により開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の書面開催)

第 2 条 会長は、大規模災害や感染症の発生等のため、やむを得ない事情により会議を開催することができないときは、本府の国民保護に関する計画等の変更等、審議すべき事項について書面により委員に諮ることができる。

2 審議すべき事項の可否は、委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

3 第 1 項前段において、報告すべき事項がある場合は、書面により委員に報告することができる。

(審議の結果)

第 3 条 会長は、審議すべき事項の可否の結果を、書面により委員に報告しなければならない。

(雑則)

第 4 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長は別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 5 月 19 日から施行する。